

◎租税特別措置の適用状況の透明化等

に関する法律

(平成二十二年三月三十一法律第八号)

一、提案理由

(平成二十二年二月一九日・衆議院財務金融委員会)

○菅国務大臣 ただいま議題となりました平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

(略)

最後に、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案について御説明申し上げます。

政府は、租税特別措置に関し、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与するため、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定

めることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、法人税関係特別措置で一定のものの適用を受ける法人は、適用額明細書を法人税申告書に添付しなければならないこととしております。

第二に、財務大臣は、適用額明細書の記載事項を集計する方法により、適用の実態を調査することとしております。

第三に、財務大臣は、毎会計年度、当該調査の結果に関する報告書を作成し、内閣はこれを国会に提出しなければならないこととしております。

その他、行政機関の長等は、政策評価を行うため、財務大臣に対し、当該調査に関する情報の提供を求めることができるなど、所要の措置を定めることとしております。

以上、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げた次第であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成二十二年三月二日)

○玄葉光一郎君　ただいま議題となりました各法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案は、租税特別措置に関し、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与するため、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めるものであります。

各案は、去る二月十六日当委員会に付託され、十九日菅財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十四日から質疑に入りました。二十六日には参考人から意見を聴取し、本日鳩山内閣総理大臣に対する質疑を行うなど、慎重に審査を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、順次採決いたしましたところ、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案はいずれも賛成多数をもって、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案は全会一致をもって原案のとおり可

決すべきものと決しました。

(略)

以上、御報告申し上げます。

三、参議院財政金融委員長報告(平成二十二年三月二四日)

○大石正光君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案は、租税特別措置に関し、適用状況の透明化を図るとともに、適宜適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与するため、適用実態を把握するための調査及び国会への結果報告等の措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取し、財政健全化目標の早期策定とその内容、恒久的な財源を確保する必要性、公債の安定消化に向けた政府の取組、海外の動向を踏まえた今後の法人所得課税の在り方、揮発油税等の暫定税率の水準を実質的に維持したことの是非、租特透明化法の実

効性を確保するための具体的な方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党・改革クラブを代表して愛知治郎理事、公明党を代表して荒木清寛委員、日本共産党を代表して大門実紀史委員より、それぞれ公債特例法案及び所得税法等改正案に反対、租特透明化法案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、公債特例法案及び所得税法等改正案はいずれも多数をもって、租特透明化法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。